

学童保育室利用者 様

吉川市保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う学童保育室の利用について

日頃より、本市学童保育室の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、埼玉県知事より県立学校の休校期間を5月末まで延長するよう教育委員会へ要請があったことを踏まえ、市内小学校では5月31日（日）までの臨時休校の延長を決定したところです。

また、上記期間中は学童保育室におきましても、改めて小学1年生から4年生および特別支援学級の児童の保護者の皆様へ登室の自粛を要請するとともに、引き続き小学5・6年生の学童保育室を休室とさせていただくことといたしました。

県内の新型コロナウイルスの感染者数は、現在も増加傾向にあり、感染拡大防止への取組みを講じる必要性が日々高まっております。

学童保育室では、これまでも手洗い・うがいの徹底や室内の消毒など、最大限安全に考慮して保育を実施しておりますが、限られた空間内で子ども同士が近づくなど、いわゆる「3密」を完全に回避することが難しい状況も生じます。

つきましては、今後の感染拡大の防止と、何よりお子様やご家族の命を守る取組みが最優先であることから、保護者の皆様におかれましてはご不便をおかけしますが、引き続き登室の自粛にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、国から今後の方針が示された場合は、その内容を踏まえて学童保育室の運営について判断してまいりますので、変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

記

1. 期間

令和2年5月7日（木）～ 5月31日（日）

※緊急事態宣言の延長等により変更となる可能性があります。

※実際の開室は5月30日（土）までです。

2. 期間中の利用（対象：1～4年生および特別支援学級の児童）

（1）利用時間

① 平日：午後2時30分～午後6時30分（延長利用の方は午後7時）

※ 学校での受入れを利用する児童は、午前8時30分から午後2時30分まで学校で受入れ。

※ 午後2時30分から直接学童保育室へ登室する場合は、保護者による送迎及び事前の健康チェックを**必ず**お願いします。発熱（37.5度以上）や咳などの呼吸器症状がみられる場合は受入れできません。

※学童保育室利用の際は、必ずマスクの着用をお願いします。

② 土曜：午前8時～午後6時30分（延長利用の方は午後7時）

※ 実施場所は変更ありません。

（2）利用方法

5月7日以降の最初の登室日までに「保育利用届出書」と「利用予定表」を各学童へ提出。

※ 最初の登室予定が5月11日以降の場合は5月11日までに提出してください。

3. 期間中の保育料

（1）1～4年生および特別支援学級の児童

登園自粛要請期間中にご家庭での保育にご協力いただいた場合、保育料は実際に登室した日数に基づき、後日ご請求させていただきます。

（2）5・6年生

休室のため保育料は無料です。

担当 吉川市保育幼稚園課
電話 048-982-9528（直通）

保 第 66 号
令和2年5月1日

学童保育室利用者 様

吉川市保育幼稚園課長

登室自粛要請期間中に係るおやつ代の返金（4月分）について

緊急事態宣言期間の保育施設への登園自粛の要請につきましては、皆様には多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この期間における4月分のおやつ代につきましては、通常どおりご負担していただいたところではございますが、4月分のおやつ代は徴収しないことといたしました。

つきましては、すでに4月分のおやつ代を納めていただいた方におかれましては、小学校の臨時休校終了後に、各学童で返金することといたします。なお、返金の時期など、詳細につきましては改めてお知らせいたします。

【お願い】

- ・ 緊急事態宣言の状況により、返金の時期や手法を変更する場合があります。
- ・ 学童から返金のお知らせがあった方もいるかと思いますが、感染拡大防止の観点から、上記のとおり一律の対応とさせていただきます。
- ・ 保護者の皆様には、混乱させてしまい申し訳ございませんが、ご了承くださいませようお願いします。

担当 吉川市保育幼稚園課
電話 048-982-9528（直通）